

法務省政策評価懇談会（第67回）議事録

1. 日 時

令和4年7月21日（木）14:00～15:09

2. 場 所

オンライン開催

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
伊 藤 富士江	上智大学客員研究員・元教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長)篠 塚 力	弁護士
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

< 法務省出席者 >

法務事務次官	高 嶋 智 光
政策立案総括審議官	吉 川 崇
秘書課付	渡 辺 裕 也
官房付	藤 山 翔
秘書課企画調査官	山 田 正 浩
秘書課企画調整官	治 村 英 樹
人事課付	栗 原 一 紘
官房参事官（予算担当）	杉 原 隆 之
国際課付	金 崎 哲 平
施設課技術企画室長	吉 田 和 弘
厚生管理官総括補佐官	吉 田 純 孝
司法法制部参事官	渡 邊 英 夫
司法法制部参事官	小 林 隼 人
民事局付兼登記所適正配置対策室長	遠 藤 啓 佑
官房参事官（刑事担当）	神 渡 史 仁
矯正局成人矯正課企画官	川 野 道 史
矯正局成人矯正課企画官	佐 伯 温
矯正局少年矯正課企画官	藤 原 尚 子
保護局参事官	中 臣 裕 之
人権擁護局参事官	唐 澤 英 城
訟務局訟務企画課訟務広報官	田 中 直 樹
法務総合研究所総務企画部副部長	川 淵 武 彦

出入国在留管理庁政策調整室長
公安調査庁総務部総務課企画調整室長

稲垣 貴裕
田 中 國 雄

<事務局>

秘書課政策立案・情報管理室長
秘書課補佐官

東 郷 康 弘
井 上 普 文

4. 議 題

- (1) 令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)について
- (2) 法務省における政策形成・評価の今後の在り方について

5. 配布資料

- 資料1 - 1 : 令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)
資料1 - 2 : 令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答
資料2 - 1 : 法務省政策評価に関する基本計画見直しの方向性(案)
資料2 - 2 : 法務省における政策評価制度見直しの方向性について
参考資料1 : 法務省政策評価に関する基本計画
参考資料2 : 令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画

6. 議 事

篠塚座長 定刻になりましたので、これより第67回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

なお、本日、野澤委員は御都合により欠席されております。

はじめに、高嶋法務事務次官から御挨拶を頂きます。

高嶋法務事務次官 法務事務次官の高嶋でございます。

委員の先生方におかれましては、日頃から大変お世話になっております。また、本日は御多忙のところ、第67回法務省政策評価懇談会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

政策評価については、本年5月、総務省の政策評価審議会から制度の改革の方向性についての提言が出されるとともに、行政改革推進会議の下に設置された「アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ」からも、機動的で柔軟な政策評価についての提言が出されるなど、政府全体で見直しの検討が進められているところです。

こうした状況において、法務省としましては、法務行政の特性のみならず、こういった政府全体の議論の動向をも踏まえながら、より良い政策形成・評価の在り方について検討していく必要があります。

そこで本日は、委員の皆様方には、まず「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)」について御検討いただき、その次に、「法務省における政策形成・評価の今後の在り方」についても御意見をお伺いすることとしています。

是非とも忌憚のない御意見を頂きたいと考えております。

最後に、今後とも、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

篠塚座長 ありがとうございます。

高嶋法務事務次官は、公務のため、ここで退席されます。ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

先ほど事務次官から御発言がありましたとおり、現在、政府全体で、政策評価制度の見直しを含む「政策形成・評価の在り方」について、検討が進められています。

また、こうした動きを踏まえて、法務省においても、政策評価に関する基本計画の見直しに向けた作業が進められていると伺っています。

そこで、本日の懇談会では、「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」の審議に加えて、「法務省における政策形成・評価の今後の在り方について」という議題を設けています。

事務局から政府全体の検討状況や法務省の見直しの方向性について説明いただいた上で、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。

完全オンラインによる議事進行となりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題(1)の「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」に移ります。

事務局から、委員提出の質問・意見と法務省の回答について、説明をお願いします。

井上秘書課補佐官 事務局でございます。

議題(1)の「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」につきまして、事前に委員の皆様と法務省のやり取りをまとめました資料1-2の一部について、これから御紹介させていただきます。

まず、項番3-1です。篠塚委員から、法教育の位置付けについて御意見を頂いております。

内容は、日本の学校制度において、教科と総合的な学習や特別活動は、位置付けが異なっている。法教育は、総合的な学習や特別活動ではなく、「教科」に位置付けるべきである。また、法務省職員だけではなく、もっと法曹三者、特に弁護士を招いて実際の法教育を実施すべきであり、そのための予算も要求して確保すべきではないかという御意見です。

この御意見に対しては、法教育は、既存の複数の教科と密接に関連付けられた上で、実施されているものと認識している。文部科学省とも連携し、学校教育における法教育が一層浸透するよう、取り組んでまいりたい。また、学校現場と法律専門家との連携については、法務省だけではなく、日本弁護士連合会や各地の弁護士会・裁判所・検察庁等においても取組が進められており、法律専門家による出前授業や関連イベントが企画・実施されているものと認識している。今後も、法曹三者の積極的な協力が得られるよう、必要な取組を進めてまいりたいという回答をさせていただきます。

次に、項番4-1です。大沼委員から、国際仲裁の広報・意識啓発に関する御意見を頂いております。

内容は、国際仲裁は、その利点、長所が十分には周知されていない状況にある。外国会社との契約では裁判管轄とは別に国際仲裁条項を入れるようひな型にも記載することを奨励すべきだし、仲裁合意書のひな型の活用も推奨すべきではないか。また、適正な利用に向けてのマニュアル作りも検討してはいかかかという御意見です。

この御意見に対しては、国際仲裁の利点、長所を周知するため、法務省及び日本国際紛争

解決センターにおいて、他の省庁や国内関係機関と連携しながら、国内外の企業に対して、国際仲裁の重要性や我が国の魅力を発信するセミナーを数多く実施している。その中では、日本商事仲裁協会のモデル条項を紹介するなどしながら、具体的に、契約における国際仲裁条項の書き方や、国際仲裁手続の利用における留意点についても説明をしている。今後は、御示唆いただいた点も踏まえて、国際仲裁の利用促進につなげることをさらに意識しながら、効果的な周知、啓発の方法を検討し、努力を続けてまいりたいという回答をさせていただいております。

次に、項番 5 - 3 です。宮園委員から、被害者支援担当者の研修について御意見を頂いております。

内容は、被害者支援員を対象とした研修について、研修の参加者が毎年変わるのか。研修の目的が被害者支援のスキル向上にあるなら、段階的な研修内容にすべきである。それとも、研修の目的が被害者支援の均一化にあるなら、支援員全体、あるいは地区ごとの参加率も指標として明示すべきではないかという御意見です。

この御意見に対しては、本研修には、全国の各地方検察庁から被害者支援員等が参加しており、その中には、以前の研修にも参加した者も一部含まれている。本研修は、現に被害者支援活動等に従事する職員の知識・技能の向上を図るために実施しているもので、スペシャリストとしての担当者を養成するものである。他方で、被害者支援は検察庁職員として様々な場面で必要であり、できるだけ多くの職員に知識・技能を身に付けさせることも期待されるものである。そこで、令和 4 年度は、オンライン形式での研修を実施し、研修員以外の職員にも聴講可能としている。また、研修員において、自庁でフィードバックがなされているものと承知しているところ、引き続き、被害者支援員を含む被害者支援に携わる職員の知識・技能の向上を図るため、努めてまいりたいという回答をさせていただいております。

次に、項番 7 - 2 です。井上委員から、就労支援に関する測定指標 4 の「未達成」の理由について御質問を頂いております。

内容は、就労支援に関する測定指標 4、就労支援実施人員の割合について、令和 2 年の達成率が 18.6 パーセントに対し令和 3 年は 19.9 パーセントとなっており、目標達成していると思われるが、「未達成」としている理由は何かという御質問です。

この御質問に対しては、測定指標 4 は年ごとの目標値を設定しているところ、令和 3 年は「対 2 年増」の目標値を達成しているものの、令和 2 年は「対元年増」の目標値を達成していないことから、「未達成」という評価としたという回答をさせていただいております。

次に、項番 8 - 1 です。朝日委員から、繰越し等の理由、施策目標の達成への影響について御質問を頂いております。

内容は、「施策の予算額・執行額等」の「予算の状況」において、「繰越し等」に金額が計上されているが、予算の繰越し等の理由は何か、また、施策目標の達成への影響はあるのかという御質問です。

この御質問に対しては、令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による半導体不足により、機器提供に時間を要することが判明し、仕様を再検討する必要が生じたことによる計画変更等を理由として繰越しをしている。また、その他の年度についても、導入機器の要件見直しに伴う整備計画の変更等、計画に関する諸条件や、一部部材の入手難による整備計画の変更を理由に繰越しをしているところ、施策目標の達成には大きな影響はな

いと考えているという回答をさせていただいております。

次に、項番9 - 1です。大沼委員から、デジタル庁関係の令和4年度予算額の増加について御質問を頂いております。

内容は、「施策の予算額・執行額等」の「予算の状況」において、令和4年度のデジタル庁関係の予算額が大幅に増加している。どのようなものをどれだけ購入し、どのような効率アップがなされているのかという御質問です。

この御質問に対しては、本施策に係るシステム関係経費については、令和3年度までは法務省の予算として計上していたが、令和4年度からデジタル庁の予算として計上している。なお、令和4年度については、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に必要となる戸籍情報連携システム等を構築するための経費が主に増加している。令和5年度末以降、本システムを活用することにより、行政手続における戸籍証明書の添付省略を実現する予定であるという回答をさせていただいております。

最後に、項番10 - 1です。朝日委員から、取組や体制の適切さを把握できる測定指標について御意見を頂いております。

内容は、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により、在留資格取消の潜在的な対象そのものが減少している。これによる目標未達成が施策実施プロセスとは関係のない外部要因によるものであるならば、測定指標を対象見込みに対する割合などにしたほうが、取組や体制の適切さとの関係をより把握しやすいのではないかという御意見です。

この御意見に対しては、測定指標2について、在留資格取消件数の減少は、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化だけではなく、帰国困難者に係る特例措置の影響など、様々な要因によるものである。感染症拡大という外部要因が著しく影響した令和3年の件数は特殊な事情における実績値であることから、在留資格取消に関する測定指標2は従前の指標を維持している。測定指標3について、現在我が国の不法残留者数は約6万7,000人と依然多くの不法残留者が存在している。そのため、不法滞在対策の達成状況を測る上で、不法滞在者に対し、退去強制手続を執った件数である違反事件数が、現状において適切な測定指標と考えているという回答をさせていただいております。

議題(1)につきましては、以上になります。

もう一点、議題(1)に関係して、篠塚委員から追加の御質問を3問頂いております。こちらにつきましては、懇談会終了後、改めて文書にて回答させていただく予定です。

どうぞよろしくお願いいたします。

篠塚座長 次に、議題(2)の「法務省における政策形成・評価の今後の在り方について」に入ります。

まず、事務局から、政府全体の検討状況や法務省の基本計画の見直しの方向性について、説明をお願いします。

井上秘書課補佐官 資料2 - 2に沿って、法務省における政策評価制度の見直しの方向性について御説明いたします。

御説明させていただく内容は大きく3点ございます。

1点目がアジャイル型政策形成・評価に関する提言について、政府全体で議論されていた内容が今年の5月に取りまとめられましたので、その概要について御説明いたします。

2点目が今年の2月に開催されました第66回政策評価懇談会で頂いた先生方の御意見につ

いて、事務局として取りまとめたものを御紹介させていただきます。

3点目が政府全体の動きや先生方の御意見を踏まえて、現在事務局で検討中の法務省政策評価基本計画の見直しの方向性について御説明させていただきます。

その上で、先生方から基本計画の見直しの方向性の案について御意見を頂きたいと考えております。よろしくお願いたします。

まず、最初に政府全体の政策形成・評価に関する提言の概要について御説明させていただきます。

そもそもの議論の背景としては、御承知のとおり政策資源に限られる中、複雑化する社会課題にどのように対応していくのが課題になっております。一方で、決められた省庁の役割や固定的な政策評価というものから、行政の無謬性、政策を変えられない、間違えられないという文化が浸透しているのではないかと、こうした問題意識で昨年12月から内閣官房や総務省でそれぞれ検討がなされておりました。

その見直しの議論の方向性としては、変えられない行政からの脱却を目指して、政策立案・評価の在り方について、政策立案を論理的・科学的に行うこと、また、政策評価を政策の特性に応じて柔軟に行うことを通じて、政策を変えるきっかけを作り、変えられる行政にしていこうというものです。その上で今年の5月に取りまとめられた提言の概要を資料5ページにまとめております。

まず、政策評価については、政策立案の質を高めるプロセスと位置付けて、従前のような事後的なモニタリングだけではなく、事前の政策設計、すなわち目的や課題、手段の正しさも評価の対象にして、政策評価を政策の改善につながるものにしていこうというのが大きな方向性であると考えております。

左側に1、2、3、4と大まかな政策立案のプロセスを記載しておりますが、1番目の政策立案については、まずはデータだけではなく関係者からの聞き取りをした上での正確な現状把握や課題設定をすること、次にロジックモデルやEBPMのように目的と手段のつながりを明らかにすることによって、事前に可能な限り効果検証の方法を政策の立案段階に設計しておくということ、さらに3番目のモニタリング・検証について、従前のデータの動向をモニタリングするということだけではなく、現場とのコミュニケーションを通じた実態把握というものを行っていくこと、こうしたものを通じて政策の質を高めていく、変えるきっかけを作っていくという大まかな方向性が示されております。

次に、前回の第66回政策評価懇談会で委員の先生方から頂いた御意見を事務局としてまとめましたので、御説明させていただきます。

前提として、総務省の政策評価審議会の提言にある、役に立つ評価、しなやかな評価、納得できる評価、という評価の在り方に基づいた御意見を頂きました。

まず、政策評価の目的・位置付けについてです。従来は国民への説明責任、アカウンタビリティというものが重視されていたけれども、それだけではなく、政策評価の結果を政策の改善に役立てるということを内外に明らかにすることを通じて、アカウンタビリティも確保しながら政策の改善につなげていくというのが方向性として正しいのではないかと御意見を頂いております。

次に、政策評価の過程・作業の見直しについてです。従前は行政事業レビューと政策評価の資料がほぼ一緒に重複感があると感じていたので、これを簡略化や整理するということは

すごく良いことだという御意見を頂いております。

次に、関係者の意識改革について、御意見を数多く頂きました。これまでは行政の無謬性を前提に、政策が少しでもうまくいかないと批判をされてきたけれども、政策の問題点を気付く機会を得ることはむしろ良いことで、そのような流れに変えていくべきではないか。あとは政策評価というものは良い悪いといった成績表のようなものではなく、より良い政策へ転換するためのものであると関係者の意識を変えていく必要があるのではないかと。さらには評価する側と評価される側が一緒になって、一つの制度を育てていくような関係になると良い、という御意見を頂いております。

次に、かねてから言われております政策の枠組を明確にすることについてです。まず改善すべき課題を具体的に特定した上で対応する方針を作成する必要がある。現在行っていること、それをなぜ行っているのかということを中心に考えることが重要であり、その方法の一つとしてロジックモデルの活用があるのではないかと、という御意見を頂いております。

次に、課題の設定や評価の段階における関係者の声の活用についてです。この問題の前提としては、これまでの政策評価がデータを数値化することによりかなりウェイトを置いてきた一方で、法務行政の場合はなかなか数値化が難しいものも多いという事情があります。それを踏まえ、目標について課題設定をする際に、利用者や関係者の意見や要望をヒアリングして、それらを反映させることが大事である。また、量的な情報だけでは捉え切れない部分については現場の声といった質的なものを活用することで、より実態に即した課題把握や評価が可能になるのではないかと。また、評価場面において、実際の支援者や参加者、当事者などの関係者、ステークホルダーなどが自ら評価をするといったことも今後必要になってくるのではないかと。さらに、本省が方針を示すというトップダウンだけではなく、現場から寄せられる声を政策に活用するというボトムアップ型の政策形成・評価の在り方も今後必要になってくるのではないかと、といった御意見を頂いております。

こうした政府全体の動向や先生方から頂いた御意見を踏まえ、ここからはこれからの法務省の政策評価の見直しの方向性について、現在考えている内容を御説明させていただきます。

まず、政策の改善につなげるということが一番のキーワードであると考えております。そのため、政策評価の目的についても、改善につなげるということをはっきりと明確に位置付けます。従来の政策評価は、どちらかというと資料13ページの灰色で囲ったところにありますように、政策の実施状況を把握して、達成度合いを評価するという事後の取組との位置付けをされていましたが、そうではなく、より良い政策を立案するための過程という、事後の取組よりももう少し前のプロセスに、政策評価の位置付けを見直すということをしてはどうかと考えております。

その上で、政策・施策単位で画一的に実施をしてきた評価の運用の見直しも必要だと考えております。政策の改善につなげやすくするため、特性に応じて評価方法の見直し、すなわち総合評価の活用や、政策の見直しの時期に合わせて評価を行うといった運用の見直しが必要だと考えております。

また、一番下に注釈で書かせていただいているとおり、政策評価懇談会で委員の先生方から御助言を頂いても、それを改善につなげることが難しいものは評価の対象から除外をするというのが望ましいと考えております。

現状考えておりますのは、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」という施策があり

ます。具体的には法制審議会での議論になりますが、こちらについては、政策評価懇談会での議論をそのまま法制審議会の運営などの改善につなげることはなかなか難しいと考えております。そのため、この施策については、法務省政策評価に関する基本計画の見直しの際には、評価の対象から除外をしてはいかがかと考えております。

そうした中で、来年度の令和5年度からは多くの施策が総合評価へ移行することになっております。来年度総合評価の評価年を迎えるのは、資料14ページ4番の「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」、12番の「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」、16番の「人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」の3つを予定しております。

次に、政策の枠組の明確化についてです。

政策・施策単位で目的や取組、課題、指標を整理し、政策パッケージやロジックモデルとして整理をして、それを政策評価の基本計画の付属資料として位置付けることとしました。こちらについては、今年の春頃に、一案を委員の先生方に御覧いただき、御意見を頂いているところです。今後、頂いた御意見を踏まえ、来年2月の政策評価懇談会に向けて関係部局と連携しながら、さらにブラッシュアップをしていきたいと考えております。

資料15ページの一番下に記載があります政策設計図というものは、主に事業を対象にしているものですが、従来の概要説明資料とロジックモデルを組み合わせたような資料になります。

このように政策・施策単位で目的や課題を整理しつつ、それを構成する事業単位でも日々の資料作りの中でロジックモデルのような資料を作っていく。こうした中でEBPMであるとか、施策の枠組を明確にする取組を日常のものにしていきたいと考えております。

ここまでは概念的な話が多かったですが、具体的に政策評価懇談会がどう変わるのかというのが資料16ページになります。改善につなげるという視点から、政策評価懇談会に向けたプロセスを見直してはいかがかと考えております。

具体的には、まず、現在原則として毎年実施をしている政策評価について、これからは評価時期を政策が終わる又は見直す時期に実施をすることに変えたいと考えています。

次に、委員の皆様には現地視察をしていただいておりますが、従来はどちらかといいますと矯正施設を見ていただくことが多い現状にありました。これについてこれからは、翌年度に評価対象となる政策・施策の関係機関を見ていただいて、例えば現場の職員であるとか、関係する方との意見交換を踏まえて、より現場の実情を把握・理解いただいた上で評価を頂くこととしてはどうかと考えております。

3つ目の行政事業レビューとの関係については、かねてから政策評価と行政事業レビューの重複が多いとの指摘がされており、実施時期についても別々に設定されております。一方で、これから政策の見直し時期に評価を実施するという事で政策評価が変わるのであれば、行政事業レビューも同じく改善につなげようとする営みであるので、政策評価を受ける年に行政事業レビューの公開プロセスの対象とすることで、政策評価及び行政事業レビューそれぞれで頂く様々な御意見についても、政策の改善につなげやすくなるのではないかと考えております。こちらについては会計部局との調整が必要になりますが、そうした方向で進めていきたいと考えております。

次に政策評価の様式についてです。議題(1)で委員の先生方に御覧いただきました従来の

政策評価の様式については、全省庁統一で廃止となります。その代わりとして、行政事業レビューのレビューシートを基本的には政策評価のフォーマットとして活用する方針が示されており、一方で、行政事業レビューシートは、事業単位で作成されており、内容が細かいものです。それをそのまま政策評価に活用するとすると、いろいろ工夫が必要ではないかと考えております。

そうした中で、法務省については一番下に記載のありますとおり、政策評価懇談会での議論ということで、従来は正に政策評価の様式に基づいて、指標の状況とか自己評価、進捗した、しなかったという妥当性について委員の先生方に御確認いただいた上で、御意見を頂いていたところです。ただ、従来の様式では施策の課題を出しづらく、また、課題ありと評価した場合に施策の進捗ありと評価しづらいといったような結果を招いていたのかなと考えております。そのため、来年度からの政策評価懇談会では、総合評価方式に移行するということもあるので、まずは政策がそもそも何を目指して、これまで何をできて、現状どうなっているのかということを整理した上で、それぞれの部局において現在の課題を自ら特定していただき、課題を踏まえた今後の取組の方向性についてプレゼンテーションや説明をしていただきます。その上で、外部有識者や政策評価懇談会の委員から課題の設定や今後の取組の方針について御助言を頂く場とすることを大きな変更事項と考えております。

最後に3点あります。

1点目は、政策評価を改善につなげるためのものという観点で見たときに、今までは政策評価と取り扱っていないけれども、実質的な評価が行われている政策立案プロセスというのがあるかと思えます。例えば審議会や検討会で、計画であるとか、何かそういったものを作成するために、行政側が自ら課題を設定して対策の方向性を示して、有識者の先生方から御意見を頂くというプロセスは日常的に行われていると思えます。それらを全て政策評価として扱うわけにはいかないとは思いますが、作業の重複を省くということもあり、実質的な評価が行われているなど一定の要件を定めた上で、それらの要件を満たすものについては、議論の主な場所は検討会や審議会に委ね、政策評価懇談会に対しては報告という形にするという整理をしてはいかがかと考えております。

2点目は、多面的な方法による実施状況や課題の把握について、今まで現場の声であるとか当事者や関係者の声みたいなものが評価の場面で活用されることはあまりありませんでした。前回の懇談会でも現場の声等を活用すべきという旨の御意見を数多く頂いたということも踏まえ、より多角的な視点からの政策等の実施状況や課題を把握することにし、その方法についても次の基本計画の中で盛り込みたいと考えております。

最後に3点目として、関係者の意識改革といいますが、政策評価に臨む関係する方々の基本姿勢のようなものを計画の中に盛り込んでどうかという御提案になります。いろいろやり方を変えたとしても、課題が明らかになるイコール失敗だという捉え方が変わらなければ、なかなか課題が出にくいということは変わらないと思えます。そのため、課題は良い政策を作るためのきっかけであるというポジティブな意味の評価をするという認識を共有し、関係する人が同じ共通の土台に立った上で政策の評価や立案をするという、そのような基本姿勢のようなものを計画の中に位置付けた上で、これまで申し上げたような見直しを進めていきたいと考えております。

事務局からは以上となります。ありがとうございました。

篠塚座長 ありがとうございます。

ここからは「法務省政策評価に関する基本計画の見直しの方向性」について、委員の皆様
の御意見を伺いたいと思います。

進め方でございますが、あいうえお順で私から指名させていただくということによろしい
でしょうか。

(各委員、うなずく。)

皆さんうなずいていらっしゃるの、そうさせていただきます。

なお、委員からの御質問については最後にまとめてお答えを頂こうかと思っております。

では、朝日委員、お願いいたします。

朝日委員 よろしくお願ひいたします。御説明ありがとうございました。

5点ほど質問と意見があります。

1点目は質問です。ロジックモデルを作っていくという事例をお示しいただいて、これまで
に見せていただいていた評価の各シートの考え方が非常に可視化されて、よく分かるよう
になって良かったと思っています。一方で、こういうロジックモデルは、一回作ってしまう
とそのまま見直しがされないということにもなったりするかと思うのですが、このロジック
モデルの見直しのプロセスが必要になると思っていて、毎年の評価にそういった見直しのプ
ロセスが含まれているという理解で良いのでしょうか。

2点目も質問です。評価書を行政事業レビューシートに一元化するということでした。こ
れはタイミングとしては改善に結びつくものになりますという御説明でしたが、一方、今ま
での政策評価の回し方というのは、次年度の予算編成に反映させるということが基本的な設
計としてあったと思います。今回の見直しは、よりきめ細かく改善を図れるという方向性で
良いかと思いますが、予算との関係で、政策や施策を改善しようと思ったときに予算とのタ
イミングでどうなるのかというところを教えてくださいたいと思います。

3点目も質問です。意識改革のところ、これまでと軸が反対になって、指摘すること、
改善していくことが良いことだということになると、この考え方は非常に良いことだと思
いますが、具体的にいろいろ改善しようと思うと業務量が増えるということには変わりはない
わけで、元々大変な仕事量の中、どうやってインセンティブをつけていくのかというところ
に関心があります。負担が減るからやるという形と、それが良い形で自分にも返ってくるか
らやるという形と2つ方向性があると思うのですが、そのあたりの具体的な考えや御意見、
例えば業務の評価のようなものの軸の一つ据えるとか、何かそういったものはあり得るのか
というところをお聞きしたいです。

4点目は意見です。定性的評価の導入というところで、要は改善に向かう評価に大きく舵
を切っていくということかと思っておりますが、そのために、今までは指標で見ていたものを
現場へのインタビューやエキスパートへのインタビューといった、質的な調査、質的な評価
法で実施するというところで、その妥当性の担保について、指標とか量的な、統計的なもの
というのはある意味分かりやすいですね。KPIももちろん使われるということですが、質
的な部分について、例えば人選が妥当かとか、そういった何か質的な評価の方法論を踏まえ
たものであるというところについて、進め方を明示していただきたいと思いました。

最後の5点目も意見です。大きく変わったところとして、評価をしない対象として基本法
制の整備のところを評価対象から外しますということでした。これについては、私はこの委

員を担当させていただいてから日が浅いですが、最初はこの施策がほかのメジャーな施策とレベル感が違って、どういうふうに評価をしていくのかというところがなかなか把握しづらかったです。進捗していますという進捗管理という意味での御報告をさせていただいていた意義はあったかと思いますが、ある審議会なり法制なりがあって、その下でプログラムなり事業なりが動いて、計画を立てて、そこを評価していくというのが政策評価の役割かと思います。審議の方向性がどうかとか、法律として法制に至るものかどうかというのは、政治評価とか司法評価とか、そういった広い意味では同じ行政の営みの評価と言われる中でも、もう少し上のレベルのものかなと感じていたところがあったので、そのあたりの整理をさせていただいたので良かったのではないかと思います。ただ、評価対象ということではなく、そういった機能を法務省が担っていて、それをきちんと進捗していますということの広報的な意味での報告というのは何らかあっても良いのではないかとは思いますが。

以上です。ありがとうございました。

篠塚座長 ありがとうございました。回答の方は後でまとめてお願いします。

次に、伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いします。

2月の政策評価懇談会で私たちが出した意見をととも丁寧にまとめていただいて、今後の方向性を出していただいたかと思えます。ありがとうございました。

主に印象の話になるかと思いますが、私としてはこの懇談会の委員をさせていただいてから数年経ちますが、当初から感じていたのは、評価と言っても固定的だなということで、固定的なやり方が繰り返されていく印象を持っていました。ですので、今回こういう形で政府の方針にのっとって大幅に変えていくというのは、すごく良いことだと思っています。焦点を絞って明確化して、いろいろ新しい言葉も出てきましたけれども、アジャイル型とかロジックモデルを使って、大きく変えていくということが明確に分かりましたので、そういう意味ではこの政策評価が良いものになっていくだろうということで期待しています。

この、評価を政策立案のプロセスの一つとして位置付ける、だからなくてはならないものとして位置付けるというのは大変大事なことだと感じています。具体的にはロジックモデル案などを見せていただきましたけれども、今までの評価方式に比べたら大変分かりやすくなっていますので、確実に変わっていくという印象を持ちました。

その中で新たにしっかり入れてきたものの一つとして、先ほど朝日委員のお話の中にありましたけれども、定量的な指標の動向だけでなく定性的なものも入れるということです。先ほどの説明では質的分析とか定性的という言葉は使っておられなかったですが、多分それは分析方法が難しいから、あえてそういった言葉を使わないで現場とのコミュニケーションを通じた実態把握とか、現場の方との意見交換という、そういう言い方にとどまっているのかなと思いました。質的な手法を是非取り入れてほしいというのは何回か意見の中に入れていましたので、是非この点しっかり考えていただきたいと思います。現場とのコミュニケーションとか、フォーカスグループインタビューとか、とにかく取りあえずやってみましょう的なことで終わらずに、仕組みとして定着させてほしいと思っています。つまり定量的な把握のみならずということですよ。質的でもいいですし、定性的でもいいですし、説明の中では多面的という言葉も入っていましたから、是非そこをきちんとした形で入れていただきたいです。

現場とのコミュニケーションとか、ボトムアップという言葉も先ほど出てきましたけれども、正にこれは政策を運用する人たちが改善に結びつくようなものにしていかなければならないと思いますので、先ほどの説明の最後に意識改革というのをに入れていただいたのはとても良かったと思います。

ただ、先ほど朝日委員の話にもありましたが、どうやってその意識改革を浸透させていくのか、その辺のことをもう少し明確にさせていただけると良いと思います。ただ、ポンと意識改革もしますよと言うだけですとそれはいいねで終わってしまうので、具体策をお願いできたらと思います。

全体の印象としては、今申し上げたようにとてもよく練ってくださって、分かりやすい良いものになっていると思います。これからの政策評価とともに、視察も楽しみにしています。良いものを作ったけれども、その原点やそもそもの目的をいつも大事にして、実践・実施に結びつけていただきたいと思います。

以上になります。ありがとうございました。

篠塚座長 ありがとうございました。

では、次に井上委員、お願いいたします。

井上委員 井上です。御説明いただきありがとうございます。

今は議題(2)についての意見の場ということですが、議題(1)の「法務省事後評価実施結果報告書(案)」に関しても少し感想を申し上げたいと思います。

昨年度の政策評価懇談会で、評価結果に関して、私は、目標の達成レベルの表現の仕方について、数値目標を達成していない場合には、正直に「達成していない」と書いた方が読みやすいというような内容の話をしたのですが、今回の報告書(案)を読ませていただいて、ほとんどそのあたりの違和感がなくなっていました。皆さんある意味数字に忠実に記載していただいている、格段に読みやすくなったと思っています。数値目標を達成しているか、していないかということは、前回も申し上げましたが、それは単なる形式的な話であって、実質的に達成できているかということ、これは皆さんもそういうお考えだと思いますが、そこが大事なところなので、そのあたりはストレートに書いた方が良いという意見を今回取り入れていただいたと思うので、感想としてはすごく読みやすくなったということを申し上げたいと思います。

次に、議題(2)の新しい評価の方法、評価の今後の在り方についてですが、全般的にはすごく良い方向に変わっている、変わろうとしていると思っています。

先月、6月20日に法務省の行政事業レビューの公開プロセスがありました。そこで私が非常に象徴的だと思ったことは、テーマの一つとして人権擁護委員に関する議論があったのですが、人権擁護委員のテーマというのは基本的に、その政策に関して正面から賛否を問われた場合、それを否定するような方はあまりいらっしゃらない、大きな枠組で言うと賛成する方が多いテーマだと思うのですが、私にとって、この行政事業レビューに参加させていただいてから初めてのことであったのですが、このテーマに対して「抜本的改善」と「一部改善」の意見が同数出されました。

なぜほとんどの方が賛成するはずのテーマで「抜本的改善」が半数になってしまったかという話になりますが、人権擁護委員の制度は74年間の歴史を持つ、世界に冠たる制度であって、その政策自体は非常に良いという御判断は頂いているのですが、74年間も経っているの

で、ある意味制度疲労を起こしている状態が部分的に見受けられるにもかかわらず、あまり手を入れていない、改善していないというところに委員の方は注目して、このような意見や結論を出されたとは私は思っています。したがって、正に今回新しいやり方で、アジャイル型でも良いのですが、いろいろな改善をすることは、タイミング的にもちょうど良いタイミングなのかなと思います。これをやらないと、また来年も公開プロセスはあると思いますが、今まで問題ないとされてきた事業であっても、「抜本的な改善」が必要だというような意見がどんどん出てきてしまうのではなからうかという危惧もしております。ここは正にちょうど転換のしどころだと思っておりますので、形式的ではなくて、実質的にこの転換を見事に果たしていただきたいと思っています。

個別の論点に関しては、簡単に3つほど申し上げたいと思います。論点といいますが、意見ですね。

1番目として、「当事者へのインタビューで状況とか課題を把握する」という新しいやり方が書いてありましたが、これを読むと「課題の把握」のところにとどまっているような書き方なので、「課題の把握」だけではなくて、実際にそれを解決するようなアイデアなども当事者の方に是非ヒアリングしていただきたいと思っています。政府の委員会でも、私が経験している範囲では、当事者を入れて議論するという形式が制度全体として少し欠けているのではないかとと思われるところもありますので、この点は法務省が先頭を切って、なるべくそういった当事者の意見を取り入れるような方向に変えていただくと良いのではないかと考えています。

2番目として、意識改革についてですが、これも非常に良いことだと思います。「課題＝失敗」というふうに捉えないという考え方、これはもう一歩進めると、こういう外部のいろいろな批判を受けなくとも、省内でPDCAサイクルを皆さん自身が回していくという姿、それが理想だと思っています。是非省内にそういった批判的機能を持てるような、これも長期的な目標になると思いますが、そういった目標に向かって是非進んでいただきたいというのがこの意識改革に関するところの意見です。

3番目として、「アジャイル型で変えられる行政にしましょう」という説明が一番最初にありましたが、そのためにはいろいろな施策を実施することになります。その施策を実施した結果、本当に変えられる行政になるのかどうかというのは、もう少し具体的な仕組みとか枠組がないとなかなか難しいのではないかと感想を持ちました。変えられる行政にするためにはどうしたら良いのか、具体的な変える方法について、是非今後も引き続き検討していただきたいと思っています。

私の意見は以上でございます。

篠塚座長 ありがとうございます。

続きまして、大沼委員、お願いいたします。

大沼委員 大沼でございます。私の意見を申し上げます。

今回の政策決定の改善案は、PDCAサイクルによって行われている基本的な考え方を踏まえつつ、アジャイル型としてより柔軟に行政の無謬性という幻想を捨てて、様々な関係者の声を反映しつつ改善点を発見するという評価のプラス要素として位置付け、更なる改善のよすがとなり、方向性として非常に正しいのではないかと感じました。例えば政策立案の段階からデータに基づいて関係者からの聞き取りによりニーズ評価を行うとか、評価する側と

される側が議論しながら次なる改善点を見つけていくとか、計画策定後も事後的な変更をいとわないとか、いろいろな先生が既に指摘しておられるように素晴らしいアイデアにあふれているように思われます。

若干の課題と申しますか、コメントをさせていただきたいと思います。

P D C Aサイクルを活性化する場合の最大の問題点というのは、計画段階において目標を達成するための具体的な指標、あるいは具体的な改善策の策定をどうするのか、実行段階において実際に何をすべきか、どの程度すべきかをどのように設定するかにあるのではないかと思います。

これは2つの種類があって、例えば予算要求と絡ませやすいコンピュータの導入とかO A機器の導入とか庁舎の改修とか会議、研修、広報などというのは、比較的策定もしやすいし、設定もしやすい面があります。しかし、これら以外のものとなると容易ではありません。

例えば、法務省の特定の業務について適正化、迅速化、効率化、有益性の観点から改善するという目標を立てるとします。仮定の話ですが、「 での過誤が増えているので、減らしたい」という目標を設定したとします。その改善度をどうやって数値化するのでしょうか。極めて難しいと思います。そもそも全ての過誤を把握すること自体が不可能だと思います。こういった場合には、定量化から離れた根本的に解決するための方策を「なぜ」という問いを繰り返すことによってまず見つけ出していく、洗い出していくという作業が必要ではないかと思います。

なぜ過誤が増えているかという問いに対しては、例えば人手が少なく多忙過ぎるからだという答えが出たとします。その改善のための具体的な方策としては、人手を増やすとか、デジタル化による人為的ミスが減らすとか、過誤のチェックリストを作成させ、それをチェックするなど、いろいろ考えられると思います。

その中で適切なものを選んで計画における具体的な改善策とすると、そして実行段階によって実際に何をすべきか、どの程度すべきかをToDoのレベルまで細かく検討し、担当部署を決め期限を決めると、そしてチェックの段階では、行動計画を達成できたものはなぜ達成できたのか、達成できなかったものについてはなぜ達成できなかったのかを具体的な事実に基づいて検討し、次のアクションにつなげていくということが大切ではないかと思います。達成できたのか、できなかったかは、現場、関係者、利用者の声を参考に冷静に評価することが大事だと思います。要は、達成できたかどうかを競うことよりも、どれだけ改善できたか、改善の見込みがあるのかということを経営的に評価していくことが大事ではないかと思います。

そして、例えばP D C Aサイクルのプロセスの中で予算要求すべきものを見いだした場合には、具体的に予算要求していくべきであり、それにより予算要求そのものが説得力を持つものになるのではないかと考えています。

私の意見は以上です。

篠塚座長 ありがとうございます。

次に、宮園委員、お願いいたします。

宮園委員 宮園でございます。よろしくお願いいたします。

今回、いろいろ御説明いただいて、専門外のことも多く、勉強させていただきました。先ほど他の委員の方から、アジャイル型のような形で政策を変更するのはなかなか難しいので

はないかという御指摘がございましたが、以下の2点について申し上げたいと思います。確かに、今までのような指標の到達度みたいな形では、政策の変更というのはなかなか難しいのではないかと思います。しかし、今回の御提案では、効果測定を実施することが随所に組み込まれております。これにより、政策評価や政策の見直しも行いやすくなるのではないかと考えます。これまで、とりわけ刑事政策の分野では、実施した施策の効果測定があまり行われてこなかった傾向があり、この点、問題であると指摘してきましたが、今回、適宜、効果測定を行うことが提案されており、この点評価し期待したいと思っております。政策評価をしていく上で、その政策の達成度合いの検証を行う一つの基準ともなると思いますので、効果測定を適切に位置づけることは重要だと思えます。

2点目、政策評価という観点に立ったとき、重要な役割を果たすのが法務総合研究所だと思えます。法務総合研究所はこれまでも様々な調査を行い、政策立案のための情報提供だったり、あるいはもちろん効果測定なども行ったりしてきたと思うのですが、こうした法務総合研究所によって得られた知見が政策評価の中で反映されても良いのではないかと思います。法務総合研究所でしか実施できない調査もあり、その果たす役割は非常に大きいと思えます。

それから、これは朝日委員もおっしゃっていましたが、会計年度の問題はこの政策を評価する上で問題あると言いますか、会計年度では、効果検証を行うことができない事案も少なからずあるのではないかと思います。したがって、それが会計年度によらず、評価されるようになるというのは良いのではないかと思います。

それから、基本法制のことも朝日委員はおっしゃっていましたが、この政策評価懇談会に出させていただいて、基本法制についての意見が、どのような形で反映されるのか、よくわからないところもあったので、評価対象から外れたことは良いと思えます。ただ、法制審議会では国の中核となる法制度、法政策が決定されるので、法制審議会とは離れた、第三者的な、客観的な評価を行う仕組みをどこかに入れていくことは必要ではないかと思えました。

以上です。ありがとうございました。

篠塚座長 皆様、どうもありがとうございました。

朝日委員から3問の御質問がありましたので、事務局から御回答をお願いいたします。

井上秘書課補佐官 ありがとうございます。事務局でございます。

朝日委員から3点の御質問を頂いております。

まず1点目としまして、ロジックモデルについて一度作ってそのままなのかと、見直しのプロセスについて回答いたします。

こちらについてはおっしゃるとおりで、日々政策の課題というものはいろいろ変わって来ると思えます。基本的に、課題については、もともと政策が目指すべき姿と現状との差が課題であるという定義付けで考えております。それが大きく変わるような状況、例えば現状の部分が大きく進展をした、若しくは大きく後退をした結果、従前設定した課題では現状に合わないということになれば、当然見直すべきだと思います。

その方法としましては、各政策パッケージの中に指標をそれぞれ設け、ロジックモデルの中にも指標を入れております。この指標については、定量的なもののみならず定性的なものの中には含まれるかもしれませんが、毎年モニタリングという形で、政策評価懇談会で一つ

の様式として報告をさせていただく予定になっておりますので、それを見ながら変えるべきものがあれば変えていくというような形になろうかと思えます。あと大きな変更のタイミングとしましては、5年に一度総合評価を受けるそのタイミングで改めてロジックモデルをもう一度眺め直してみるということは当然必要だと思っております。

詳細についてはまだこれからですけれども、基本的な考えやタイミングはそのように考えております。

2点目のレビューシートの一元化について回答いたします。

レビューシートを政策評価だけではなく、評価結果を予算編成にどう活用していくかというのは、実はまだ政府全体で模索をしているところで、今年度から内閣官房行革事務局が方向性を打ち出して今いろいろ試行をしているところです。どのようにしていくのか、具体的な方法がまだ示されていないところではあるので、法務省としては政府全体の流れを見ながら検討していきたいと考えています。

ただ、政策評価の営みについては、先生がおっしゃったとおり、もともと評価結果を翌年度の予算要求に反映するという事は変わらないと思っております。法務省の場合は大体6月に行政事業レビューが事業単位で、7月に政策評価、8月に概算要求と、このような大まかなスケジュールの中で、行政事業レビューや政策評価の中で頂いた御意見を予算要求に反映していくという流れとなろうかと思えます。

3点目の意識改革、改善をしようとする事のインセンティブについて回答いたします。

これも悩ましいところではあるのですが、まずは負担を軽減するというところは、今回の評価のプロセス、様式を見直すということにもあろうかと思えますし、毎年やっていたものを複数年に一回にするという頻度の軽減ということもあるかと思っております。

あともう一つ、現在政府全体で取り組もうとしているのが、評価部局が政策立案の過程にコミットすることです。政策を担当している職員は日常業務で手いっぱいというところもあるので、そうしたところに評価部局が、例えば課題設定や調査方法についてサポートという形で関与することですとか、あと宮園委員がおっしゃった法務総合研究所のような研究機関であるとかアカデミアとの連携みたいなものも、評価部局は比較的そういったところともつながりがあるので、そういった研究機関やアカデミアとの連携、パイプ役になるということで、より政策の質を高めるというところをなるべく負担なく応援をしよう。要は、評価部局が今までのように事後的にチェックしますよというのではなくて、立案段階から一緒に伴走していこうという姿勢や方向性が政府としても示されているので、我々法務省の政策評価部局もそのように変わっていかなければならないと思っていて、その部分についても何らか基本計画の中で、次回の政策評価懇談会までに中身を詰めていきたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

朝日委員 ありがとうございました。よく分かりました。

先ほど宮園委員からも会計年度のお話がありましたけれど、時間的なアジャイルというと、見直しのタイミングであるとか予算の改善をどうやって事業化していくとか、あるいは1年、どれぐらいの期間で効果を測れば良いのかという時間間隔の軸が増えていくということかと思えます。

いろいろ検討中ということでしたので、例えばロジックモデルもそれなりにいろいろな根拠を積み上げてできているものだと思いますので、すぐちょこちょこ見直しというわけには

いかないかもかもしれませんが、5年に一度と言わず必要なときには変えるとか、なるべく柔軟な制度になるようにと願っております。

ありがとうございました。

篠塚座長 では、最後に私の意見を述べさせていただきます。

今回の変更といいますか、見直しというのは、時代認識の変化に合致しているのだと思います。

1つは社会事象として予想できないようなことが激しいスピードでたくさん起こっているということとともに、社会科学の知識が増していくといいますか、研究が進めば進むほど分からない領域が広いということがますます分かっていくということがあろうかと思えます。

それで、目標を達成しているかどうかというのは、ある意味で社会の変化があまりないということを前提にして、行政がちゃんとやっているかというような評価だと思うのですが、そもそも、そういうことでは国民がもはや納得しないといいますか、なぜ変わるべきときに変わらなかったのかということが問われている。アカウンタビリティも政策目標をきちんと達成しているかということ、政策目標が正しかったということだけではなくて、もう状況は変わっているのに、なぜ迅速に対応しなかったのかということがむしろ問われる時代になってきているのだと思います。そういう意味で、これは必然といいますか、必要な変化が行政、あるいは立法に求められていることへの必要な対応だと思っています。

それから、総合評価が特に必要だと思うのは、行政側から見て見えないものがあるということです。もちろん評価する側の我々も見えないものがあると、双方謙虚に自分たちが完璧ではないということを前提に議論をしていかないといけないのではないかと思います。

そういう意味で、当事者の意見を聞く、特に法務省の場合は人権といいますか、人の命とか、身体とか、財産とか、直接影響するようなものを扱っていて、小さな声というか、人の痛みをうまくすくい上げないと、政策としても国民全体が納得できなくてマスコミにたたかれるというようなことにもなりかねないので、今回のことは非常に時宜に適したものだし、是非頑張ってくださいと思っています。

特に事務局におかれましては、本日委員から寄せられた意見を参考にさせていただいて、引き続き法務省の政策評価に関する基本計画について御検討いただき、来年2月に開催される予定の政策評価懇談会での報告をお願いします。また、委員の皆様におかれましても、法務省の取組がより良いものとなるよう、引き続き御支援をお願いしたいと思います。

本日の審議につきましては、以上でございます。

今後の予定につきましては、事務局からお願いいたします。

井上秘書課補佐官 様々な御意見を頂きましてありがとうございます。

本日の議事概要につきましては、議事録にまとめさせていただきます。後日先生方に確認いただく予定です。御確認いただいた上でホームページに掲載させていただきます。

次回の政策評価懇談会は来年の2月を予定しております。また改めて事務局から日程調整の御相談をさせていただく予定です。

事務局からは以上となります。ありがとうございました。

篠塚座長 それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。